

# 福山市障がい者雇用奨励金 Q&A

## 目次

★2026年度（令和8年度）制度改正のポイント .....	2
【制度改正についての質問】 .....	3
【よくある質問（申請前）】 .....	4
【よくある質問（申請時）】 .....	6

## ★2026年度（令和8年度）制度改正のポイント

2026年（令和8年）4月1日以降の申請から、次のとおり制度が改正されます。

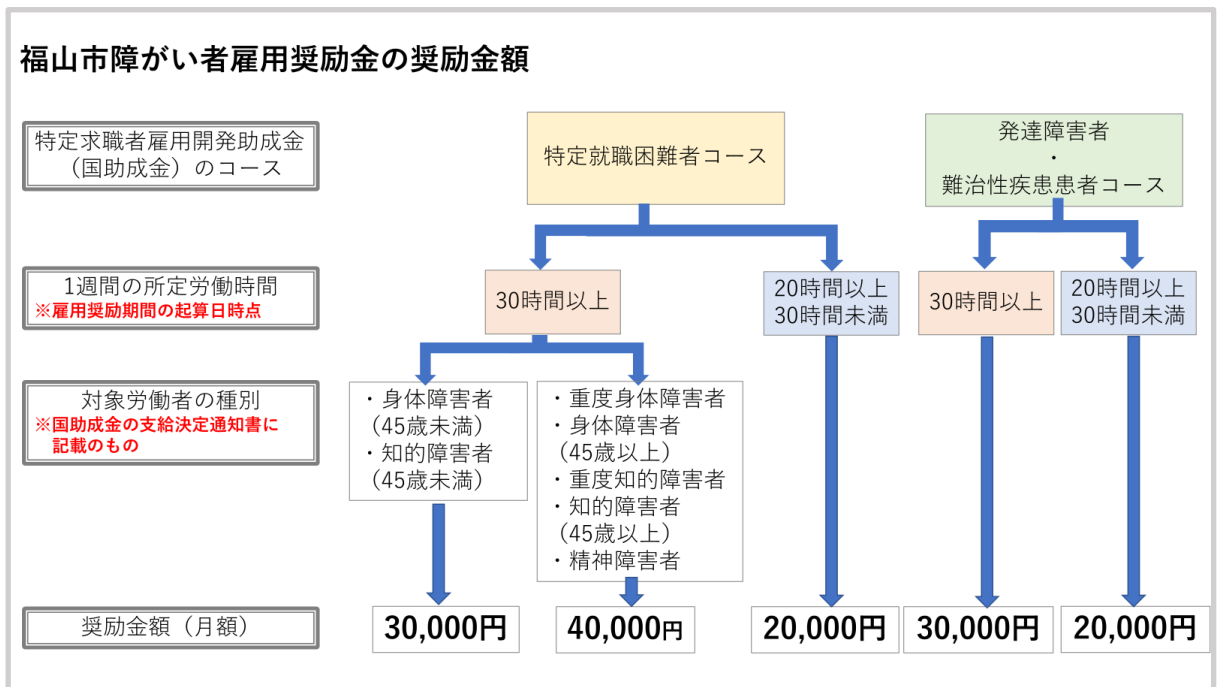
- ① 電子申請システムでの申請が可能になります。
- ② 奨励金額を障がいの程度や所定労働時間によって区分します。

### ① 電子申請システムでの申請について

電子申請システムでの申請が可能になりました。また、従来のとおり郵送や窓口持参での申請も可能です。

### ② 奨励金額について

国助成金の支給決定を受けた対象者の障がいや、雇用奨励期間の起算日における所定労働時間に応じて区分し、次のとおり奨励金額を決定します。



**【制度改正についての質問】**

Q. いつから変わりますか？

A. 2026年（令和8年）4月1日以降の申請分から変更になります。

Q. 国助成金では対象労働者の種別が「45歳未満」で支給決定を受けていましたが、福山市障がい者雇用奨励金の申請時点で対象労働者が45歳以上になりました。対象労働者の種別を「45歳以上」として申請できますか。

A. 最後に支給決定を受けた国助成金の「対象労働者の種別」で申請してください。

（例）第4期の支給決定通知書が、身体障害者（45歳未満）

⇒種別は「身体障害者（45歳未満）」、奨励金額は30,000円（月額）

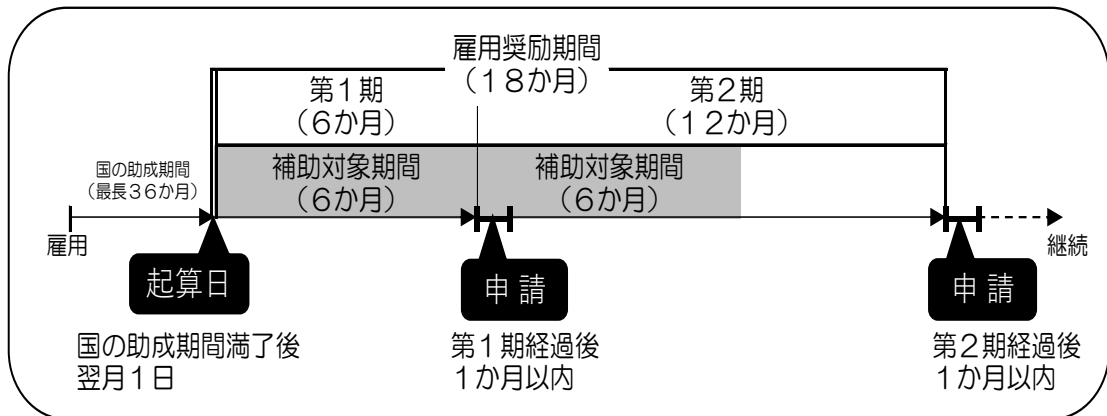
Q. 国助成金では「短時間」で支給決定を受けていますが、国助成金終了後からはフルタイムで働いています。所定労働時間は「30時間以上」で申請できますか？

A. 雇用奨励期間の起算日における所定労働時間の状況によっては申請できます。国助成金の支給決定状況に関わらず、雇用奨励期間の起算日において定められている所定労働時間で申請してください。

【よくある質問（申請前）】

Q. 雇用奨励期間や申請時期がよくわかりません。

A. それぞれの期間や申請時期は次の図の通りです。



(例) 3月25日に国の助成期間が終了

	第1期	第2期
雇用奨励期間	4月1日から9月30日まで	10月1日から翌年の9月30日まで
補助対象期間	4月1日から9月30日まで	10月1日から翌年の3月31日まで
申請時期	10月1日から10月31日まで	翌年の10月1日から10月31日まで

Q. 特定求職困難者雇用開発助成金の助成対象期間の途中で申請できますか？

A. できません。特定求職困難者雇用開発助成金の助成対象期間が全期満了してから市の奨励金を申請してください。

Q. 特定求職困難者雇用開発助成金の1期にあたる期間にトライアル助成金を受給していたため、特定求職困難者雇用開発助成金は2期から受給しているが、申請できますか？

A. できます。トライアル助成金を受給していたことが証明できる資料(交付決定通知書等)を添付してください。

Q. 特定求職困難者雇用開発助成金の助成対象期間に対象者が休職していたが(全期休職していた・2期と3期休職し1・4・6期しか受給していない等)、申請できますか？

A. できます。

Q. 1期の申請に間に合わなかった。2期のみ申請できますか？

A. できます。

Q. 福山市障がい者雇用奨励金の雇用奨励期間に休職していたが、申請できますか？(欠勤扱いなのでシフト表と賃金台帳はない)

A. できます。賃金の支払いがない休職期間は「0円」として奨励金を交付します。

Q. 所定労働時間は週30時間以上と定めていますが、実際の労働時間が所定労働時間より短くなってしまった場合でも申請できますか？

A. できます。雇用奨励期間の起算日における所定労働時間で判断し、該当する金額を交付します。雇用奨励期間の起算日時点での所定労働時間が確認できる雇用契約書を提出してください。

**【よくある質問（申請時）】**

**Q. 電子申請システムで申請する場合、必要書類の様式はどこから入手できますか？**

A. 福山市障がい者雇用奨励金のホームページや、電子申請システムの申請画面から入手できます。添付の際、ファイル形式（Word, PDF など）は問いません。

【申請時のよくある質問】（6 ページ）で申請に必要な書類を記載しています。

**Q. 申請に必要な書類は何ですか。**

A. 2026年（令和8年）4月1日から、申請に必要な書類が次のとおり変更になりました。

	申請書類	電子申請システム	書類郵送・持参
全員が必ず提出	交付申請書（様式第1号）	システムに入力	HP に様式掲載
	月別内訳票 第1期（様式第2号） 第2期（様式第3号）	システムに入力	HP に様式掲載 ※該当する申請期のもの
	誓約書兼同意書（様式第4号）	HP 又は電子申請システムの申請画面から入手し、システムに添付	HP に様式掲載
	国助成金の支給決定通知書の写し（全期）	写しをシステムに添付	通知書の写し
	奨励期間の起算日における所定労働時間が確認できる書類（雇用契約書など）	任意様式をシステムに添付	任意様式
	次の①及び②の出勤状況が確認できる書類（タイムカードや出勤簿など） ① 起算日の前後の2週間ずつ ② 申請日の直前の1か月	任意様式をシステムに添付	任意様式
	雇用奨励期間に支給した賃金の支給状況が確認できる書類（賃金台帳など）	システムに添付	任意様式
該当のみ	支払相手方登録依頼書【次の場合のみ】 ・これまでに福山市から支払を受けたことがない場合（新規） ・登録は済んでいるが、登録内容に変更がある場合（変更）	HP 又は電子申請システムの申請画面から入手し、システムに添付	HP に様式掲載

**Q. 企業や対象労働者の押印は必要ですか？**

A. 申請書や月別内訳票は必要ありません。ただし、事業者の市税納付状況を確認するための「個人情報等確認同意書（様式第4号）を自著でなく記名する場合は企業の押印が必要です。

**Q. 申請書の事業所数は市内事業所のみですか？市外事業所を含みますか？**

A. 市内事業所のみを記載してください。

**Q. 月別内訳票（様式第2号又は第3号）の賃金額は、どのように記載しますか？**

A. 賃金締切日に関わらず、補助対象期間に実際に支払った賃金（総支給額）を記載してください。

（例）月末締切・翌月15日支払いで、補助対象期間は4月1日から9月30日の場合  
⇒4月分には4月15日に支払う賃金の総支給額を記載

**Q. 申請が遅延した場合の相当な理由とはどのようなものですか？**

A. 次のような相当な理由があれば、3か月以内を限度として申請できます。ただし、申請期間内に相談していただく必要があります。

- ・対象労働者本人が病気や怪我等の理由で申請書類の確認に時間を要する場合
- ・感染症による行動制限が必要な際や、大規模災害（地震、豪雨、豪雪等）に被災した際等で、申請書類の提出に時間を要する場合

など